

琉球大学大学院教育学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

平成4年1月20日 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、琉球大学大学院教育学研究科規程第15条第3項の規定に基づき、修士課程の学位を請求するための論文または特定課題研究報告書（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(学位論文等の題目の届出)

第2条 学位論文等を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て、題目を定め、学位論文等題目申告書（様式1）を、修了年度の4月末日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等の提出)

第3条 学位論文等を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 学位論文等の審査を受けようとする者は、2月1日（9月修了予定者については8月1日）までに学位論文等審査願（様式1）に学位論文等の正本1部、副本2部、計3部及び要旨（様式2）1部を添え、指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

3 美術領域の学位論文等は、作品をもって代えることができる。この場合、学位論文等審査願に正本（作品）1部、副本（作品写真）3部及び要旨（様式2）1部を添え提出するものとする。

(審査方法)

第4条 研究科長は、受理した学位論文等の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究科委員会は、学位論文等の審査を付託されたときは、それぞれの学位論文等ごとに審査会を設置し、その審査を委嘱する。

3 審査会は、予め各専攻又は専修から研究科長に提出された学位論文等審査会委員候補者名簿（様式2）に基づき、指導教員を含む3名で構成され、指導教員を主査とする。

4 研究科委員会は、学位論文等の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査委員として協力を求めることができる。

5 主査は、当該学位論文等の審査及び最終試験を総括する。

(最終試験)

第5条 最終試験は、学位論文等の審査終了後、審査会が学位論文等を中心として口頭に

より行う。

2 前項の最終試験は、学位論文等発表会（以下「発表会」という。）をもって代えることができる。

3 前項の発表会は、原則として公開とし、その日時、場所を開催1週間前に研究科長が公示する。

4 学位論文等の審査及び最終試験の成績評価は、いずれも合、不合の評語を用いる。

5 学位論文等の審査基準は別に定める。

（報告）

第6条 審査会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を、学位論文等審査及び最終試験の終了報告書（様式3）により、研究科委員会に報告する。

第7条 研究科委員会は、審査会の報告に基づき、審議の上、学位授与の可否を決定する。

第8条 研究科長は、研究科委員会の結果を学長に報告する。

（論文の保管）

第9条 学位論文等の正本または副本については、附属図書館及び当該専修において保管するものとする。

附則

この要項は、平成4年1月20日から施行する。

附則（平成12年7月26日）

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成22年2月24日）

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成28年1月27日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

「琉球大学大学院教育学研究科学位論文の取扱いに関する申合せ」は廃止する。